

さ情審査答申第 88 号
平成 24 年 11 月 14 日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成 23 年 7 月 7 日付けで貴職から受けた、地方公務員法による懲戒処分に関する文書の一切（平成 15 年度分）（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成 23 年 2 月 10 日付け総人第 2753 号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成 13 年さいたま市条例第 17 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めらるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

市長は、ほとんどの内容を開示していない。理由は、記者発表基準に準じたためだという。しかし、情報公開条例に基づく開示の基準は記者発表の基準ではなく、条例に基づいて行われるべきものである。

私が文書を確認したところ、いずれも公務員の職務に関する行為についての処分に関する文書である。職務執行に係る情報は開示が原則であり、よほどの事情が無い限り不開示にはできないものである。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 被処分者に関する情報について

被処分者に関する情報のうち、「所属名、職務名、氏名、職員番号」(以下「本件対象行政情報」という。)は、他の情報と照合すること等により特定の個人を識別できる個人に関する情報である。また、解雇予告除外認定申請書における「事業の名称、事業の所在地、雇入年月日、業務の種類、労働者の責に帰すべき事由」(以下「本件対象行政情報」という。)については、特定の個人が識別できる情報又は開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7号第2号本文に該当し不開示としたものである。

なお、最高裁判決(平成15年11月21日「公文書非開示決定取消請求事件」)によれば、職員が懲戒処分を受けたことについては、「公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものということができる」とされており、当該個人情報等を公にすると、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号ただし書ウには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書イにも該当しない。

ただし、「さいたま市職員の懲戒処分等公表基準について」(以下「公表基準」という。)に基づき、既に公表されている情報については、同号ただし書アに該当するため開示とした。

2 事故の相手方に関する情報について

事故の相手方に関する情報(以下「本件対象行政情報」という。)は、特定の個人が識別できる個人に関する情報又は開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し不開示としたものである。

3 開示しないことを前提として提供された情報等について

「(交通)事故報告書」、「交通事故状況聞き取り内容についての報告書」、「接見についての報告書」、「所属長報告書」、「講演会活動に関する事情聴取結果についての報告書」、「顛末書」、「さいたま市職員分限懲戒等審査委員会の会議概要のうち詳細説明、質疑及び審議概要に関する部分」(以下「本件対象行政情報」という。)については、被処分者の職務に関する情報だけではなく、個人の思想・信条や、家庭状況、犯罪・違反歴に触れるものもあり、仮に個人を特定できる部分を不開示にしたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書ウには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書イにも該当しない。ただし、公表基準に基づき、既に公表されている情報については、同号ただし書アに該当するため開示とした。

また、当該情報は、開示しないことを前提に任意の事情聴取等により得

た情報に基づくものであり、開示することにより、市と職員又は職員相互間の信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後の事情聴取による適正な情報収集が困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号に該当すると認められることから、不開示としたものである。

4 処分決定に当たっての考え方や、決定に当たって参考とした資料・意見について

「事務局(案)」、「さいたま市職員分限懲戒等審査委員会の会議概要のうち審議及び処分決定に関する部分」、「さいたま市職員分限懲戒等審査委員会に係る事務局手持ち資料」、「答申」、「懲戒処分説明書」、「注意書」、「職員に対する注意について」のうち、処分決定に当たっての考え方や、決定に当たって参考とした資料・意見に関する部分(以下「本件対象行政情報」という。)については、開示しないことを前提に任意の事情聴取等により得た情報に基づくものであり、開示することにより、市と職員又は職員相互間の信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後の事情聴取による適正な情報収集が困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号に該当すると認められる。

また、本件対象行政情報 については、懲戒処分に関する事務の性質上、これらが開示されると、懲戒処分の対象となり得る者や関係者に予断を与え、公正な懲戒処分の実施に不可欠な調査の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある。その結果、懲戒事案を検討するのに必要かつ十分な情報が得られなくなることから、今後反復継続される懲戒処分の事務の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため、条例第7条第5号に該当すると認められることから不開示としたものである。

5 職員の発言についての照会元団体に関する情報について

処分年月日(平成16年3月16日)に係る文書のうち、他の情報と照合すること等により照会元団体が特定される情報(以下「本件対象行政情報」という。)については、開示することにより、照会元団体との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められることから、不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 職員の懲戒の手続きについて

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項では、職員が法令等の規定に違反するなどした場合、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができることと定められている。また、同条第4項では、職員の懲戒の手続き及び効果は、法律に特別な規定がある場合を除く外、条例で定めなければならないと規定している。

さいたま市では、当該規定を受けて、さいたま市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（平成13年さいたま市条例第26号）及び同施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第15号）を定め、当該手続きを行っている。

また、懲戒等の事案の処理の適正を期するため、さいたま市職員分限懲戒等審査委員会（以下「委員会」という。）を設け、任命権者の諮問に応じ、調査、審議し、任命権者に答申することとしており、当該答申を受けて、懲戒処分の内容を決定しているものである。

2 本件対象行政情報について

平成15年度においては、3件の懲戒処分（交通事故関係2件及び講演会での不適切な発言を巡る事案。以下「本件事案」という。）が行われている。したがって、本件対象行政情報は、本件事案の処理に関する文書の一切である。

実施機関では前記1で述べた手続きのとおり、各処分案件ごとに、委員会への諮問、委員会の開催、会議概要（会議録）の報告、審議結果の答申、懲戒処分の実施に関する起案文書が順次作成され、さらに各処分案件ごとに個別の調査資料（委員会の会議資料及び事務局手持ち資料等）が作成されていることが認められる。

3 懲戒処分に関する情報の公表基準について

実施機関では、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分等を行った場合には、公表基準により、原則として事件の概要、所属局名、職位、年齢、処分年月日、処分内容を公表することとしている。

また、懲戒免職の場合、その他、本人の重大な法令違反や非行の場合で、社会に及ぼす影響の著しい事案については、原則として氏名を公表することとしているものである。本件事案も公表基準に基づき、処分後速やかに処分内容の公表を行っていることが認められる。

4 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と定められている。

本件対象行政情報 から の情報については、被処分者等に関する氏名・住所・所属・職名、事故の相手方情報、具体的な事故内容、本件事

案に対する本人の反省文、関係職員への事情聴取の内容等が記録されている。また、本件対象行政情報の一部は、本件事案について委員会が認定した事実に関する記載（以下「本件対象行政情報（その1）」という。）である。

個人の氏名及び住所等は、明らかな個人識別情報であり、被処分者の所属、職名及び事故報告書における具体的な事故内容等については、既に公にされている情報と照合することによって、特定の個人が識別され得る情報であると認められる。さらに、個人の反省文や内部評価情報は、個人識別性を排除したとしても、個人の人格と密接に関係し、これを公にすることによって、本人が精神的苦痛を受けることが十分に予想することができるものである。

条例第7条第2号ただし書ウについて

条例第7条第2号ただし書ウでは、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの」と規定されている。

公務員の職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職や氏名は、特定の公務員を識別できる個人情報に該当するが、その職務遂行に関する情報である場合には、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、これを明らかにすることとしている。しかし、公務員の役職や氏名が開示されることにより、その私生活等に影響を及ぼすことがあり得ることから、当該公務員の権利利益を害するおそれがあると認められる場合は、不開示とするものである。

本件事案のように、職員が懲戒処分を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる私事に関する情報の面を含むといえる（最高裁判決 平成15年11月21日「公文書非開示決定取消請求事件」参照。）

したがって、当該情報を開示することによって、当該公務員の個人の権利利益が害されるおそれが認められることから、条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

条例第7条第2号ただし書アについて

条例第7条第2号ただし書アでは、「法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、不開示情報として保護される必要性に乏しいことから、不開示情報から除外しているもの

である。

本件事案は、公表基準において、既に公にされている情報を含むことから、当該部分は、条例第7条第2号ただし書アには該当するものといえる。

したがって、本件対象行政情報 から（その1）について、既公表情報を除き、条例第7条第2号に定める個人に関する情報として、不開示としたことは妥当である。

5 条例第7条第5号の該当性について

市又は国等が行うすべての事務又は事業は、法律又は条例に基づき、公共の利益に適合するように行われなければならない。そこで本号は、市又は国等の事務事業に関する情報で、開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の目的を失ったり、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を、不開示とすることを定めたものである。

本件対象行政情報 のうち、本件対象行政情報（その1）を除く部分（以下「本件対象行政情報（その2）」という。）及び本件対象行政情報 については、委員会における審議内容、会議資料、委員会事務局手持ち資料のうち処分決定に当たっての考え方、及び本件事案に関する照会回答文書等のうち照会元団体に関する情報である。

当審査会において確認したところ、当該委員会資料は、懲戒処分の軽重の判断材料になるものや、判断に至る考え方そのものであり、これを開示することによって、委員会の処分基準に憶測・誤解を与えることや、今後同種の事件における十分な情報収集が阻害されることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが認められる。

なお、既公表情報については、既に公にされたものであるから、これを開示することとしても、人事に関する事務事業の遂行に支障はない。

したがって、本件対象行政情報（その2）及び本件対象行政情報 について、既開示情報を除き、条例第7条第5号に定める事務事業執行情報として、不開示としたことは妥当である。

なお、本件対象行政情報 から（その1）のうち、関係職員に対する任意の事情聴取に関する内容については、開示しないことを前提として提供された情報が公になれば、今後、関係者からの率直な聞き取り調査が困難になり、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障が生じる可能性が認められることから、併せて条例第7条第5号に規定する不開示情報にも該当するものといえる。

6 以上のとおりであるから、その余の主張については、審議するまでもなく、本件処分は妥当である。

7 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成23年 7月 7日	諮問の受理
	同 年 7月28日	審議
	同 年 8月 5日	実施機関から理由説明書を受理
	平成24年 5月17日	審議
	同 年 7月26日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 10月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)